

事務所だより

第73号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所

京都市伏見区

年金とライフステージ - 第9回 -

昨年十一月から約一年にわたり、国民年金・厚生年金保険・共済年金（公的年金制度）とライフステージとの関係について紹介します。

登場人物Cさんのその後

Cさんの五〇歳からのライフステージと年金制度とのかわりを見て行きましょう。

Cさん再婚へ

Cさんが四十七歳の時に配偶者Bさんが先立ったため、遺族厚生年金を受給しながら、看護師として働いていました。五〇歳になったある日、周囲からの勧めもあり、再婚することになりました。

再婚相手のDさんは、Cさんより二歳年下の医師で、自宅の隣で医院を開業し国民年金と国民年金基金に加入しています。

再婚を契機に退職へ

CさんはDさんの医院で看護師として手伝つことになり、五十一歳で長年勤務している病院を退職しました。

自営業者の配偶者になったCさんも年金事務所の窓口で国民年金への切替え手続きを行いました。

切替えの手続きの際に再婚したことを伝えたとこ、遺族厚生年金が失権（※注）した、と説明を受けました。

六十歳を迎えて

六〇歳になったCさんは、老齢年金を受給する年齢にな

遺族厚生年金が失権

50歳
(Dさんと再婚)

国民年金に加入（第1号被保険者）
国民年金基金にも同時加入を行なう

51歳
(勤務先を退職)

60歳
(老齢年金の受給権発生)

65歳
(繰下げ制度を利用)

厚生年金保険加入分で計算した年金を受け取り始める

注）Cさんに起こるアクシデントは、架空の出来事です。

りました。Cさんは、給与があれば年金がもらえないものと思っていました。この年

金停止のしくみは厚生年金保険に加入している方だけに適用されることを知り、手続きをしました。

六十五歳からは繰下げ

六十五歳になる少し前にCさんは、老齢年金の繰下げ制度を知りました。

六十五歳からは老齢基礎年金と老齢厚生年金の二種類になることや、年金を一年以上受給しないでおくと利息のよくなものが加算されること、長生きする方にはメリットが多いこと、などメリット・デメリットの説明を受けて老齢基礎年金だけを繰下げすることにしました。

今回は、Dさんのライフ・イベントに発生した年金のしくみについて解説します。

（※注）年金を受給する権利が消滅すること。一度失権すると権利は復活しない。

基本手当額が

変更されました

雇用保険の基本手当額は、

国が発表する「毎月勤労統計調査」をもとに毎年見直しを行なっています。

今回は平成二十六年度の平均給与額（毎月決まって支給する給与の平均額）が平成二十五年度と比べて約〇、〇七%上昇したことから、今年も八月一日より変更されました。具体的な変更額は、次のとおりです。

（一）基本手当額の最高額の引上げ

基本手当額の最高額は、年齢ごとに以下ようになります。

① 六〇歳以上六十五歳未満
六七〇九円 → 六七一四円（十五円）

② 四十五歳以上六〇歳未満
七八〇五円 → 七八一〇円（十五円）

③ 三〇歳以上四十五歳未満
七一〇〇円 → 七一〇五円（十五円）

④ 三〇歳未満
六三九〇円 → 六三九五円（十五円）

・基本手当額の最低額は変更ありません
一八四〇円 → 一八四〇円（±〇円）

STOP! 転倒災害予防月報「2015」第72号

転倒による労災事故の増加

職場での転倒災害は、休業四日以上のある死傷災害全体の二割以上を占め、その割合は年々増加しています。

また、一方で高齢者の就業人口が増加し、職場における転倒災害防止に向けた取り組みが求められていました。

そこで、今年一月より一年

間「STOP! 転倒災害予防シエクト二〇一五」と称して、転倒災害防止に向けた取り組みが行われています。

この取組みは、職場における転倒リスクの総点検と、必要な対策を講じること、職場の安全意識を高め、安心して働ける職場環境にすることを目的としています。

(表1)

転倒災害のタイプ	「滑り」による	「つまずき」による	「踏み外し」による
主な原因	- 床が滑りやすい素材である、あるいは凍結している - 床に水や油が飛散している - ビニールや紙など、滑りやすい異物が床に落ちている	- 床の凹凸や段差 - 床に放置された荷物や商品など	大きな荷物を抱えるなど、足元が見えない状態での作業
対策（一例）	- 床の油などは放置せず取り除く - 滑りにくい靴底の履物を着用する - 落ちた異物をその都度拾う。	- 通路に物を置かない、整理・整頓をする - 作業通路を定め、定期的に職場を巡視する	- 運ぶ容器を小分けにするなど足元が見えるようにする - 階段の昇降はゆっくりを心がける

(表2)

あなたの職場は大丈夫？ 転倒の危険をチェックしてみましょう

転倒災害防止のためのチェックシート

チェック項目	☒
1 身の回りの整理・整頓を行っていますか 通路、階段、出口に物を放置していませんか	☐
2 床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか	☐
3 段差のある箇所や滑りやすい場所などに注意を促す標識をつけていますか	☐
4 安全に移動できるように十分な明るさ（照度）が確保されていますか	☐
5 ヒヤリハット情報を活用して転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	☐
6 職場巡視を行い、通路、階段などの状況をチェックしていますか	☐
7 荷物を持ちすぎて足元が見えないことはありませんか	☐
8 ポケットに手を入れながら、人と話しながら、携帯電話を使いながら歩いていませんか	☐
9 作業靴は、滑りにくさを考えて選んでいますか	☐
10 ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていますか	☐

チェックの結果はいかがでしたか？ 問題のあったポイントが改善されれば、きっと作業効率も上がって働きやすい職場になります。
どのように改善するか「安全委員会」などで、全員でアイデアを出し合ひましょう！

転倒災害とは？

転倒災害には、大きく分けて三つのタイプがあります。（表1参照）

転倒災害を防ぐには？

転倒災害を防ぐには、災害が多い場所や環境、行動から原因を探り、対策を講じます。

『職場の危険を洗い出そう！ チェックリスト』（表2参照）を活用すると、改善する箇所を早く見つけ出すことができます。

また同時に、職場の危険マップやステッカーの貼り付けなど全員で情報を共有することも大切です。

八月の労務手続
「提出先・納付先」

十日

○雇用保険被保険者資格取得届の提出（前月以降に採用した労働者がいる場合）

○労働保険一括有期事業開始届の提出（前月以降に一括有

期事業を開始している場合）

【労働基準監督署】

三十一日

○健保・厚年保険料の納付

【郵便局または銀行】

○日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 【年金事務所】

○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出

【公共職業安定所】

○外国人雇用状況報告（雇用保険の被保険者ではない労働者） 【公共職業安定所】

編集後記

暑中お見舞い申し上げます。今年も早々の台風と“猛暑”の夏になりました。どうぞ体調を崩されませんよう、お元気で過ごしてください。

(ぎん)

藤田社会保険労務士事務所

〒612-8017
京都市伏見区桃山南大島町1-4-41-504

TEL・FAX 075-611-5300

e-mail

k-fujita@k-fujita-sr.com

URL http://k-fujita-sr.com